

金瓶梅第一集

第三編
第四編

特40

35

東 京 圖 書 館

和書門

小說類

函

別三架

三一號

四冊

曲亭馬琴翁著
力石新平撰



金瓶梅第一集

第三編
第四編

明治十六年三月刊行

○金瓶梅第一輯之參

斯て横六の武松を罪に陥んとて豫て謀計し事なれば彼が風呂に入たる隙に小判壹両を反古に包て風呂口に脱捨置たる衣類の袂の間へ密やかに入けるを武松の日頃より心利たる少年なるに沖見横六等が密通の爲体並に彼等ハ免に斯に吾身をいぶせと思ぬる事の心も豫てより猜察したる事あれハ暫時も油断せず今宵も風呂に入たる折誰ぞハ知ぞ湯殿の彼方にぬき足しつゝ来る者あるを心得難思しかば戸おしの穴より差覗に是即横六が何かあらん些斗紙に包し物を持來て吾脱置し衣類の袂の間へ入と覺敷早も其處を立去ければ彼奴ハ何を爲やらんと思のみにて呼も咎ぞ平常より徐々にあかをかきて浴沐し果て身を拭件の衣類を着たりける去べ日頃ハ風呂に入に沖見横六等が先に入て其後余の者

○金瓶梅第一輯之參

斯て横六の武松を罪に陥んとて豫て謀計し事なれば彼が風呂に入たる隙に小判壹両を反古に包て風呂口に脱捨置たる衣類の袂の間へ密やかに入けるを武松の日頃より心利たる少年なるに沖見横六等が密通の爲体並に彼等ハ免に斯に吾身をいぶせと思ぬる事の心も豫てより猜察したる事あれば暫時も油断せず今宵も風呂に入たる折誰ぞの知や湯殿の彼方にぬき足しつゝ来る者あるを心得難思しかば戸ぶしの穴より差覗に是即横六が何かあらん些半紙に包し物を持来て吾脱置し衣類の袂の間へ入と覺敷早も其處を立去ければ彼奴ハ何を爲やらんと思のみにて呼も咎や平常より徐々にあかをかきて浴沐し果て身を拭件の衣類を着たりける去り日頃ハ風呂に入に沖見横六等が先に入て其後余の者

共を入けるに今宵斗の横六が彼悪計あるに因吾の尙要用ありそ
なた衆先入べしとて男共を先へ入次に下女小厮等と武松をも入
果て終に其身も入たりける斯し程に武松の人無場所にて越て袂の
間を採見に果て小判壹両を米問屋より送越たる餅米の送状に押
包てありしかば是の横六が淺畧にも工て吾等が盗たりしと云ん
連の業なりけりと思のみにて些も騒ぎ爲すべあらんと思案をし
つゝ豫て拾置たりし横六が沖見へ贈し艶書を早取出て件の金を
押包て横六が沐浴する折其衣類の袂の間へ密に入換置たりける
斯との知ぬ横六の平常より早風呂を出て急がわしく身を拭脱置
たりし衣類を手早取揚て着折柄主人望月五文次の手づから提灯
提て本屋より出て來にけり是の豫て横六が五文次に内通して近
頃の見世の賣貯の紛失せる事屢あり全見世の者共の盜取にぞあ

らんぞらん今宵穿鑿仕らん其折に此方へ來まして耶正を糾斷爲
給の己後の爲になるべし此義を願奉ると忠義めかして密報け
れば五文次の其心を得て自出て來つるなり此時既に日の暮て暮
六半の事あれば商賣の仕果たりけれ共沖見の未本家へ歸や其儘
良人を待て居去程に横六の此支店にて使役る者共を一人も洩
さざ主人の邊へ呼集合て張臂志つゝ扱云やう近頃見世にて金錢
の紛失とる事ありけれ共誰業と云事を知ねば親方に告知申で窺
に心を附たれ共最繁忙敷見世なれば吾眼の遠かぬ隈のあれや
今日も又掛硯の抽斗に入置とる小判壹兩紛失とり一度ならざ
二度ならざ斯屢の事なるに打捨置時の見世を預吾怠慢を申解理
由もなと遂に此身の越度とならん件の小判の餅米の送手形に包
たりしが紛失しより久敷もならざ此夕暮の事ありしに今宵旦那

の 本家より來ましたる社幸なれ各自旦那の眼の前にて衣類を脱て見せ參せて此疑念を晴せばしと云に一同呆果て迭に目と目を見合するのみ暫時應答も爲ざりける其中に武松の些少も臆せず進出て横六に打對只今貴兄の云る由を推辭の疑はれて盜人ありと思れん然らば誰か否と云べき裸躰にならん事勿論に侍れ共物に手本と云事あり貴兄の此處を預給支配人で御わすれ共家主ならねば吾々と高下社あれ朋輩なれば貴兄先着物を脱て旦那に見せ給へ去時の飯焚のれさんどのでも辭退ならや皆諸共に裸身にならんと云を横六不聞敢人も多に素丁兒の出過た裁判奇怪なり爾云汝が疑し疾脱せやと焦燥を五文次雲時と押止て武松が云理由も其理なきにあらざれば誰彼と云んより皆侶共に脱べしと云れて横六辭退も得ならざ然らば吾等も面晴なり各自一度

に着物を疾々脱ねと云つとも帯解捨て第一番に纏絆一枚になりしかば順次の武松下男共下女のれさんも已事を得ず困果て着物を脱を運と五文次の一枚々に引寄て裏返つて振へ共武松が衣類の更なり其余の者も袂くそと鼻を拭たる塵紙の一枚二枚出たるのみ疑へくもあらざれば若やと思心遣に殘もやらき横六が衣類を取揚て振へば袂の間より紙に包し物ありて落るを透さぞ五文次が取に驚沖見の更なり横六の咄嗟と斗周章惑て出す手を五文次礮と拂除て近傍へも寄付ぞ眼を瞋し聲焦燥てやをれ横六是を見よ人を疑汝が内通左もあるらんと思しに似ぞ却て汝が袂より出たるは是小判なり是の如何にと突附て詰問ハ横六呆果て夫の正敷武松が袂の内より出べかりしを開も如何にして某が其衣類より出たるやらん不思議くと斗に明て云れぬ其身の悪巧の裏

を欠れて今更に云解理由もあるりけり五文次の既に事の情を推察せしかば金子を包し一枚の反古を靜に披見て又横六に打對疊に汝失ひし小判の米の送手形に包置しと云たるが是の手形に似ざる物なり何にかあらん先々と云つゝ行燈を引寄て讀其反古のまがふ方なき横六の手迹にて沖見に送し艶書あり日毎に一處見世に侍れざ人目多て良首尾稀なり第一に邪廣に成武松をば黄昏より使に出し侍べし今宵の早見世を仕舞て鰻で一献酌侍ん貴婦も豫て心得てたさんに竊に云附て酒も肴も買せ給へよ沖のうみ様横かすみと讀も果ぬま横六沖見の咄嗟と斗驚き周章て遁んとするを五文次のそかさぞ沖見を引捕て早捻伏て動せや夫横六を逃すなと烈敷叫聲と共に承りぬと武松の脰骨拂て横六にもどりを打し投伏て膝に組敷力量早業目を驚かさぬ者もなし开中に

五文次の怒る聲を振立て人間でなし共思知や斯迄証據分明なれば云迄もなき不義の科吾若武士であるならん押重て四段に爲べきを然爲ぞ迪も赦んや武松其奴を捕縛よと敦圍ながら柱に掛たる細引の用心繩を二筋手早取却て其一筋もて武松に横六を縛させ手づから沖見を縛めて扱諸人に衣類を返し與て退せ更に沖見と横六に咎をあてゝ責しかば兩人苦痛に堪やして久敷密通きたる事又武太郎武松等をいぶせく思由あれは疊に仙鶴に喋合て齋之助の眼病の障とある由を云せ今宵の又武松を謀て罪に陥んとて箇様々に案しを早も彼に知れ沖見と喋合て商業の錢金を引負したる事迄も此時に悉皆顯けり是に因五文次の彌憤怒に堪やして横六沖見が髪毛を悉皆挾切て椽栗の如にしつ又罵て云ける様横六の親類の片端なれば最初より此支店を預しに斯迄不義

を働さしむ畜生にも劣し者なり況て沖見の十七才にある節之介
と云子さへあるに其身どの年も相應からぬ横六と密通して武太
郎武松等を虐しは是も又人間にあらざ獸類に等き者共あり斯れ
ば公邊へ訴申て首を刎らるべき罪科なれ共然しては彌外聞惡か
り打落されん首に換て挾落し兩人が髻を後來迄も延すべからず
若其髪を延しなば其度の夾て免さず命惜の忘却など最も嚴敷罵
懲して横六を編絆一枚着たる儘にて退放沖見の親里へ返遣して
生涯人と交事を赦さず尼寺へ遣して尼にせべしと云約束にて事
漸に穩和けり此時迄も節之介が眼病の癒ぬべ垂籠てのみ居たり
しに母の離別を打歎涙の乾暇なければや病氣倍々日に増て竟に
譬にありにけり去程に武松の顔に故郷へ歸ん迎身の暇請と雖五
文次の尙免さず今度沖見横六等が不義の趣の顯れしも汝の忠義

に依てなり是に就ても七人の武具藏夫婦の心操彌知れて懷敷け
れ汝も早來年の十七才に成なれば額髪を剃落て男子にして支店
を預ん故郷への武太郎の歸にけきば家名の立べし兄の便のあら
ん迄急の要なき事なり迪一向抑留て聽ざりしを振捨てぬ出て行
難武松の困じ果て心ともなく己前の如支店に勤て日を送に五文
次の最初の如く本宅と支店を兼帯にして商賣をしたりける去に
沖見横六等に相譚れて不義の取持を去たりける下女のおさんを
初として宜敷からぬ者共には身の暇を取せしかば支店の愈人少
し此故に湯にも水にも使役れて霎時の暇もなかりける斯である
日の夕暮に五文次の賣溜の錢十五六貫ありけるを兩換の爲に迪
武松に是を持って米町へ遣しけり尋常の者あらば永樂錢十五六
貫如何にして持行るべき力の人に勝たる壯者なれば容易げに其

儘肩に打乗て米町の錢屋に赴件の錢と引換に金十五兩受取り此頃の錢相場に永樂錢一貫文を小判壹兩に換たるあり左右する程に早其日も既に暮しかば武松の件の金を財布に納襟に掛て宿所を指て急程に往來とたれし處にて向より來る者ありけり其群凡五六人態と武松に衝突て矢庭に喧嘩を仕掛つゝ擊討さん連競掛るを武松すかさぎ一人の小腕取て引周して三間餘投退け續て懸一人の脾腹を破と蹴てけしゞ苦と叫て倒たり其時武松聲高かに此盜人等が未宵あるに吾懷中も物あるを識て肩たか不敵の振舞前髪立と侮つて死に出しか夏虫の火虫に似たる白鬚們斯ても手並まこりぢやと敷圍猛罵つたる聲も引せず傍ある藪蔭より露れ出る又一人曲者あり是即ち別人ならき豫て相識横六なり向はち卷長脇差齋をひをりて不長多勢を頼て立向噫物々敷丁稚奴

が腕に力量のあれば迪今宵の赦さぬ先度の遺恨日頃親く交したる若衆頼て斯迄に取圍たれば逃しはせや両換したる金諸共も命も此處へ蒔出して死んで仕舞と不敵の廣言武松騒がぞ嘲笑て誰なるらんと思しに不思議に首を續きたる横六ならば尙面白敵手ハ撰まず一同懸と云せも果ぞ加勢の惡徒たゝんで仕舞と左右より手頃のより棒腰刀得物々を打振て懸んと競を物ともせざりし武松の飛鳥の如く極滑遺違にして瘻を得たりと附入て一人の刀を奪取て當に任て薙立れば瞬隙に兩三人切れて鮮血にまみれたり然らばあれ共惡漢等の多勢を頼て些少も瘻まぞ組んと進むを武松の襟髪捕て一礫左右に隙なき手足の働さ或は蹴倒蹂躪最も烈敷闘の後を規横六が聲をも懸ぞ打太刀を右より進一人を擲で盾に機變の同士打ぱつと立たる血煙に驚き瘻横六に逃んとせる

を逃しも遺ぞあびせ懸たる武松が刀のさえに空竹割二片になり
 て斃れけり横六既に撃れしかば况て加勢の惡漢等ハ兩人矢庭に
 斫仆され其餘も多くハ傷手を負て敵べくもあらざれば一同散々
 に遁失けり其時武松願様不慮ざりける今宵の災害止事を得ず横
 六等兩三人を撃止たぎバ宿所へハ歸がたかり兩換したる此金と
 親方に渡さずして此儘に立退んハ快からぬ業なれ共是等の事に
 關係て身の危急を願ぞハ臍を嚙共及ばんや亡兩親ハ多年望月の
 支店に功あり又吾々兄弟も此年頃使役れさるに兄貴の故郷へ歸
 る時旅費僅に壹兩壹分遞與されたるハ情なし吾此金を借用して
 今度の旅費に爲迎も過分たりとせばからぞ此義を一筆書殘て遁
 去んと思案をしつハ腰なる矢立を拔出て懷中紙に云々と横六等
 が辭の趣止事を得ぞ撃果せしかば申分ありと雖人殺の罪を如何

ハせん因て逐轉致者なり兩換の金十五兩餘ハ借用して旅費とそ
 僥倖にして后来に志を得事有バ這を十倍して返却奉らん早々不
 具と書止此書置を横六が死骸の小指に結付奪取たる脇差ハ思に
 増て切物なれば鞘に納め腰に帶て行まくしたる向より五つの柏
 子木打ち鳴志忙敷來る夜行翁が血潮に浮りて咄嗟と斗り叫ぶ聲
 を立させじと抜ひらめかそ威の切先苦と寤て提灯を捨て忽ち迷
 矢けり折柄隈なき月の影今宵終夜走んと心武松甲斐々敷跡を埋
 る木下蔭夜ハ膚寒秋風の西を差てぞ急ける去程に武松ハ晝ハ翹
 て夜ハ走る浮世を忍旅なれ共旅費に乏からざれば物不自由なる
 事もなきを尙も道人の懸らんか道中にて額髪を剃て容貌を變
 たりける去バ又鎌倉にてハ其夜さり夜行翁の報知に依て土地の
 者共驚駭て走り來つ死骸を見て聽て有司に訴へけり是に依り司

人等の翌の日横六等が死骸を武松が遺書を展覧して五文次をも呼集へ緯の理由を尋問推考るに横六が惡事も露顯又彼に相譚たる惡漢等の曩にも犯し罪有て此地を道放せられし者なり是彼以て武士なれば切ざくになりぬべき由もあれば武松が行衛を穿鑿に及べれや五文次宜敷尋出して訴出べしと命ぜられ死骸の皆取捨よとて一朝にして粹落着けり去程に武松の此秋九月の下旬に故郷ある矢瀬に至りて先伯父文具兵衛の宿所を尋ぬるに家々昔に變ねど其人の當所に居や曩に道放せられたる其緯の趣と武太郎が粹迄も其大畧を里人の告に武松驚愕て兄武太郎の宿所を訪に日雇の稼も墓々敷雇て使者のなければ過る頃より人の爲に稻田に集合小鳥を迫て纒に口を貰ふのみ是に因て宿所に在り箇様々の處に居と知るものゝ告しかば武松倍々驚き歎て霎時もあり

ぞ武太郎を尋て其處に赴きけり去ば又武太郎の伯母九郎五郎が野心に依て去歳の十二月に家庫田地を借金に渡しより里端なる小家を借て日雇稼たりけれ共元來田舎のことなれは是將墓々敷營業にあらや詮方盡て此秋の山田に群集鳥を迫て一日に錢十六文と朝夕二度の糶飯を貰て其日を送程に久敷待し武松が鎌倉より來にければ喜悅さと耻しさに襤褸の袖を顔に覆て只さめく泣にけり其時武松の顔に兄を勵して彼里人に聞たりし文具兵衛夫婦九郎五郎等が緯の顛末を尋問に武太郎纒に涙を止て最初此地に來つる時伯父嫁山木に欺かれて彼手形証狀を奪取れし初より伯母九郎五郎が情にて其とを都に訴へ三好長良の裁斷に依文具兵衛夫婦の惡心露顯て彼身此地を道放せられて吾身の利運に成し緯其后又九郎五郎の惡心にて家督の田畑家庫迄

悉皆質物に入られて彼人逐轉したるに依誰に懸らん志まもあく
 皆悉く分散して斯成果し終迄告に武松慰め兼て歎息の外あか
 りしを熟思廻すに九郎五郎の惡心にて吾兄の欺かれ田質家質の
 証文手形に正數名印を捺たらんに道道なけれ共一函に近き
 大金の質を程なく流させて皆引取しの情なく且律令にも相違た
 り吾等此義を大庄屋並に財主に説諭して合力を依頼べし女々敷
 泣て居事か被處へ案内をし給かしと云に武太郎力を得てさ
 迎應武松と共に大庄屋の宿所に至て弟武松を相伴ひて來つる由
 を云入けり暫時して大庄屋庄野右衛門武太郎と武松を客坐敷
 に招入て立出て對面しけり其時武松膝を進て庄野右衛門に打對
 某の武具藏が二男なる大原武松で候ふあり去歲の病に侵れて兄
 武太郎と諸俱に歸來る事を得ざりしなり然に近頃漸々に病氣本

復したるに因録倉を立去て此地に來つ伯父伯母聲並に兄の辭
 の頗未始て聞て驚きたり勿論九郎五郎の惡心にて吾兄を欺きて
 田質其餘の証文に手形を捺せし事あらば知れど云難し元利運
 濟成がさくば質物を渡さん事勿論の義に候得共斯大金なる田質
 家質の其利金運滞とも或は半年十三が月用捨して後に社質を流
 が定法ならむや然を貸て程もなく些少なる利の滞りし迪田畑家
 庫を渡させ給し貴君の計ひ心得がたく財主達も情なし只是のみ
 にあらずして伯父文具兵衛が所持の田畑の沒收せらるべかりし
 を當所の舊家たるに依武太郎是を所得とせばしと當時三好殿の
 間注所にて仰られしに候むや然らば是件の田畑公邊より吾兄
 に下し置れしにあらぬ共賣買の憚りあるべし然を此義の斟酌も
 なき財主の不念云ば更なり容易も渡させ給し貴君の計ひ心得が

たし此義を以て訴訟出るべ成敗何が利運なるべき能々願見給かし然共取引の辞果し后なるを又掘起して人々に難義を懸んも本意にあらざ總て斯の如き分散に涙金とか云事ありて其金主より賣主へ合力をること世に多かり是を以て彼財主達より凡の金高一割の涙金を出さるべ一元金は彼合して七百五十両とか聞ぬ其一割の七十五両兄武太郎に贈れなば云分もなく辞を濟さん若し貴君の計ひにて此談合整の都へ登て訴訟申さん此義を依頼奉まほると又他事もなく陳しかば庄野右衛門の困じ果て云るゝ趣意道理に適へり實に吾々が不念なれば先財主に通達して有無の返答に及べしと返答て種々に響應けり斯て其后庄野右衛門の彼財主共を招ぎ集て武松に云れし由を箇様々と説示し此義の吾等も不念なり記各も亦越度なきにあらざ兎角に彼が云に任

して七十五両の涙金を出して無事に済したまへ彼武松の若輩なれ共武太郎が儔類にあらざ最遅しき者なるを敵手に取ら六ヶ敷からんよしや訴訟に傍事あり共都へ召れて日を累なば其邊の雜費も多かるべし能々量見し給と言葉を盡して諷すにぞ財主共の驚愕て去歳の十二月に取引の済たるを又今更に數多の金を出さんとの最難義に候得共棟梁強ければ家と仆と云諺もあるなれば損する時節と思おして云るゝ儘に涙金を取して辞を濟すべし宜敷扱ひ給ねと言葉等く承諾かば庄野右衛門悦喜て聽て武太郎と武松を招寄て財主等と相對の上件の金を受取せて云分もなく辭濟けり其時武松の庄野右衛門に對て云やう御蔭に因て吾兄の一資本にあり附たれば見世店を出來いて商業をせべきものなり然れ共單身にては萬事に便なき辭なれば妻を娶らせんと思ふの

み相應かるべき縁女あらば媒妁して給ひねと云に庄野右衛門點頭て開の幸なる者社候へ吾家のかより人に落葉と唱なそ女あり彼の吾妻の又従弟女にて両親を早く失ひ孤子なれば此年頃下女にして使たるに心へ愚昧にも非ぞ今年廿歳になりて候武太郎殿に二つ斗の姉にのあそど所帯の爲に年増の妻社良るべけれ开といとしく思れぞの件の落葉を参らせべしと云に武松喜びて武太郎に説勸るに武太郎も亦異義に及ばず免も角もと應しかば縁談言下に整けり是に依賣家を尋求むるに里に久敷餅店の衰微たる賣居あり是に武太郎幼少より手掛たる業なればもちひ社然べけれ迎聴て其家と諸道具さへに購求て家號を大原屋と改稱餅をたさらぎ餅と唱て件の落葉を迎取所謂引越女房にて夫婦俱稼に志たりしかば其見世漸々繁昌しけりなれ共田舎の事な

れは商業の暇ある折に武太郎の餅を脊負て近郷を賣歩行て兎も角もして月日を送りぬ斯て其翌年の春に至りて武松の兄武太郎に其身鎌倉にて横六等を撃果して逐轉志たる其縁の趣旨を初て密に告しかば武太郎いたく驚き恐て又云由も無ししを武松に打ほう笑て貴兄さのみを恐給ひそ彼横六等の惡漢なり吾人殺の罪あり迪も今日迄追捕の沙汰なれば以後祟りあるべからず其折親方の金十五六両吾懐中に入りしまし彼地を立退たりしかば此の吾物にあらぬ共借用すと云事を書残したるにより是も亦後安かり道中にて如何斗も遣はせ尙十余金残たり半の貴兄に参らすべく半の吾路用として九郎五郎の在所を尋ね逢せの宜敷武家に仕て武藝を以て家を興ん此義を心得給ひねと懇切に説示して其半金を兄に贈り旅行粧ひを整へて大庄屋庄野右衛門其餘の

里人にも別れを告て兄の上を依頼つゝ先都の方へ迎三月の頃に
 啓行しけり○爰に又篠部九郎五郎の曩に妻子を携へて大原の里
 を逐轉せしより和泉の塚に赴きて裏町なる賣家を購求め暫時潛
 伏りしが掠取たる金八百三十兩ありしを尙も女房運馬に知らせ
 今度購ひ得たる家のせざに築山のありければ是究竟と件の金八
 百兩を瓶に納めて彼築山の中に埋置其餘の三十兩を資本として
 小間物商賣に人に知れんとを恐れて通屋九四郎と改名め四國九
 州に赴きて商賣を爲す時ハ十二分の利ある由を傳へ聞たる事も
 あれば翌年の三月の頃運馬に旅商賣の事を告て小間物を多く仕
 入此度筑紫に赴く共初商賣のことなれば運くも四五ヶ月早くハ
 五月の頃に歸宅らん萬の事に儉約して留守し給へと説示し金三
 兩を運馬に授與して留守の間ハの雜費と定め荷物ハ舟場迄馬に

負して船路を筑紫へ至らんとて其日門出を去たりける○是ハ休
 題文具兵衛の曩に女房山樹と供に追放の身となりし頃山科の近
 傍に些の由緒のあるを頼て親子三人寄食たれど商賣せんにも資
 本ハあらざ斯折にハ親友も頼母敷からずなりもて行があべて浮
 世の慣習なれば久敷留らるべくもあらざ夫婦の間も亦如斯なり
 迭に其非を云慕て山樹ハ夫に暇を乞請女子ハ女親に屬らるるも
 のなれば迎娘たがねを携へて親里へ赴きつゝ永く離別を去たり
 ける此故に文具兵衛ハ單身になりけれ共斯であるべきにあらざ
 れハ山科の宿を辭し去りて單身浪花に赴きつ九尺二間の裏家を
 借て田ばたとか云土れどりの輕子に成て漸に其日ノノを消光け
 り斯し程に文具兵衛ハ世渡りの暇ある毎に天満の天神へ參詣し
 つゝ丹精を凝して祈やう某ハ最初よりさせる惡心なかりしに妻

の山樹が惡計の其終に露顯て追放せられしのみあらざ一人娘
 のたがねをすら山樹に別て離別して年齢五十に及身のなれも香
 わぬ土取の營業を致す事過世如何なる報ぞや神の邪正を見透の
 鏡に等くましまさん斯る歎を憐みて今一度某を世に出し給へか
 しと操返つゝ念ざる事早一歳に及ひけり斯である時日の暮て天
 満の社へ詣つゝ例の如くに祈る程に夢ともなく規ともなく鬢頬
 結たる一人の童子の黄金の瓶に梅の花を挿たるを携て内陣より
 顯れ出て文具兵衛に告るやう善哉々々吾は是天満宮の神勅を受
 奉りて汝に今宵傳るものなり汝惡心なしと云共妻の惡事を察せ
 ぞして共に其甥を虐げたる其罪是輕にあらざ然共彼武太郎の命
 運薄ものあれは得たる家督を保つ事能はど伯母聳九郎五郎に姦
 計て忽資産を失ひぬ斯て又九郎五郎も不義の賢を保事能はど彼

が所持ある金銀の半分は是汝が物なり是を以て件の金を暫時汝
 に貸與へん汝成出たる後に又九郎五郎に返し遣はし夫よりして
 後終に武太郎の物となるべし早塚に趣きて尙土取の營業をせば
 必然幸あるべきなり凡そ汝等が吉凶禍福は是此瓶の梅花の如し
 其折々に効しあらん努々疑ふ事なかれと妙音高く示し給ふおん
 聲に驚き覺れば是なん南柯の夢なりける文具兵衛斯る示現に感
 涙のそらむを覺へや其夜の神の御前に通夜して尙行末を祈りつ
 つ竟に塚に移り住て又營業をしたりける

金瓶梅第一輯之四

去に又九郎五郎の九四郎が妻の運馬の商業の爲に逆送々筑紫へ
 赴さる良人を運しと待つ程に早くんば五月の頃運く共四五ヶ月
 に歸り來つべいと云しに似て夏も經過て秋も早九月の末に

なる迄そよどの風の便りもあらむ如何に〜と思ひ詫て彼地の
 容子を人に間に西國に近頃より尼子大友の戦争起りて海陸の
 通路絶たり是に因彼處に逗留の旅人の一人として歸る者なく皆
 營業のたつきを失なひ或は軍兵に亂妨せられて飢渴に迫りて死
 する者尠からずと聞へしかば運馬の驚き打歎きて夜の眼もあわ
 め明し暮るに彼三兩の金の早遣果して藻鹽草掻集ても錢のなし
 他人に借んと欲せれ共馴染もあらぬ里あるに亂れたる世のこと
 なればひた百文も容易貸んや此故に衣類を質にも入賣もして冬
 迄の凌しが坐して喰へば山も空しれ比喩に洩や質草の盡ては雜
 具櫛かんざしあるべきものの日毎々に賣て其日を送りたる艱難
 云べくもあらざりけり○去程に文具兵衛の天満宮の示現に任し
 て和泉の塚に赴きつゝいさゝかある借家を借て尙土取をして世を

渡るに其近傍にて有禰なる商人の新規に藏を建るあり此故に近
 傍に土の壁に用ふべし物あらば五六十坪持來よかし價善敷買ん
 と云けり文具兵衛の件の土を容易思ひて受負しに總て此わたり
 には海土砂のみ多くして能埴土のなかりしかば困じ果つゝ兩三
 日彼地此地を尋歩行に彼九郎五郎の九四郎がせどの内にさゝや
 かなる築山のありけるを發見して是は屈竟ある土に社あれ便り
 を求めて買取ばやと思ものから其家を吾妹嫁なりける篠部九郎
 五郎が隠家なりとの夢にも知ぬことなれば白地に人のせどなる
 土山を買んと云に由なく如何にせまじと思兼て行も得やらざり
 む程に内より出る古金買あり文具兵衛の忙敷其者を呼留て和主
 は此家の得意なるべし吾等至急に賣口ありて彼土を買まく欲す
 仲人して給ひぬかし家主の賣んと云れあは五百文に買取べし文

和主に仲人買百文を參せん此義を頼申となりと云に古金買の
 一義に及ばど點頭て察しの如く往頃より吾等の此家の古きぬ雜
 具を幾度となく買たりき家主の逆旅の留守なる由にて女世帯の
 廻り兼てや最窮したる折なれば开の喜びて賣るべしいで仲人し
 て參せん暫時爰に待給へと應て再度内に入て遅馬に云々と告し
 かば遅馬の聞つゝ思ふやう既にして質草も賣べき雜具も盡果た
 るに今彼士を五百文に買取んと云者あるの思懸なき幸福なり争
 でかの賣ざるべきと賢ら顔なる女子の量見更に又異義に及ばど
 實に彼士のありてもなくともとの欠ざるものあるに錢にだにな
 らんにの望のまにく賣與へん先其錢を取て給べ然らんにの彼
 處の土を其人の思の儘に取持て行共けしうのあらどと云に古金
 買の心得て又立出て云々と文具兵衛に告しかば文具兵衛喜びて

豫て用意の財布より鏝五百文取出して土の價として是を渡し又
 百文取出して古金買に贈りけり是に依り古金買の件の錢を遅馬
 に遞與しつ暇乞して出て行けり去程に文具兵衛の件の土を掘取
 に身一の事なれば篠に盛り鬘を擔て幾度となく往復して早夕暮
 に成にけり然れ共遅馬の身の形容の惡敷に耻て出ても見ぞ固よ
 り土の事なれば何かのあらんと思ふのみ其土取を其身の兄なる
 文具兵衛ならんどの神ならぬ身の知よしふければ終日土を取搬
 べ共面を合する事もなく送に知れぬして後の歎となりけ
 り去程に文具兵衛の其日も既に暮迄土を頻に取程に早築山を掘
 崩して下の處に至りし時最さゝやかなる瓶の土中より現れ出し
 を何にかあらんと思ひば引出しつゝ忙敷蓋を開て能見るに瓶
 の内に小判八包餘迄もしかも其金の八百兩ありければ且驚き

且嬉しさに夢規の境を覺へて家主に知る、事もやと思へば遽て
 ふためきてるじかの底に押匿し瓶詰共に打擲て其儘宿所に走り
 歸りつ分々と思見るに此金の埋めありしを家主も知ぬ、社彼土
 を賣つら免或又主人のみ知て妻子に知ざる故に主人の逆旅
 の留守なれば吾に委して彼土を取せしものか計り難かり今更思
 へば往る頃天満の神の示現ありて黄金の瓶に梅の花を挿るを
 示させ玉ひし件の花の蒼と共ま儘かに八りんありと見とりき是
 即ち瓶に入たる八百兩の應驗にて金即ち天満官の授與玉
 かしものなるべし然りとも是地にありて身を立んせしたらん
 に彼家主の歸り來て穿鑿するとありもせん左て却つて吾身危
 うし早と浪花へ立歸りて是を資本に商賣を始むるにしく事あら
 じと思案をしつ、辭に託附翌日借家を明渡して开が儘浪花た立

歸り扱何をもて家業にせばよろしからんと思ふ程に米問屋の賣
 家ありしかば其家庫と株式を三百兩に買取しに筑紫の戦争平定
 て西國の米多分來りけり是に因り價俄かに下落なをしを思ひの
 儘に買入れしに俄かに都に戦争起りて商人の賣米を悉皆と焼失
 らばれ或は亂妨せられしかば都に更なり五畿内迄米の價の騰貴
 し事聊の事にあらざ是に依り文具兵衛の初商賣より十倍の高利
 を得て件の米を思ひの儘に賣てけり只是のみにあらざして是頃
 文具兵衛が見世店の向ひに呉服屋の賣家あり店附の品物の皆夏
 物のみふるに頃ハ十二月の事なれば時候はづれの物あり迎買ふ
 もの絶てなかりしを文具兵衛吾買んとて殊に下直に直段を附て
 家庫物品悉皆く漏さぞ至急に買取けるに此冬の例に變りて暖氣
 なる事夏の如く世の人更に單絹を購求る者の多かりしかば文具

兵衛の見倒して買取たる夏物を幾程もあく賣盡して又十二倍の利を得たり其后又試験に多く薬種を買入れて薬種店を出せしに其年唐薬欠乏となりて又十倍の利を得たり總て箇様にする事なす事利を得ぞと云事なければ僅か二年斗りの程に八萬兩の分限になりぬ最初見世店を出せし處其町の西の角なりければ家號を西門屋と唱へ名を文字八と改めて別に居宅を築造て此處を其身の住家と定め米店呉服店薬種店に其商賣に心得て貞實なる者を支配人として萬端の事を司せしめ其身の毎日に三軒の店々を打巡りて聊かも騒奢事なく或は高利の金を貸出して催促り取事苛酷く或は分合よろしき家屋敷を買取て借家の賃を登せなざしてなべての人に貸たりければ只金銀の日に月に入るのみにして遺事なく萬事質素に暮しける○是は休題扱も其後九郎五郎の九

四郎が妻の運馬の其年の終り迄良人の歸り來ざりしかば朝な夕あの煙の代に物悉皆く賣盡し床板を取外して薪木にさへする斗りなれば既に明日の糶盡て親子の飢を凌ぐによしなく身に溢褸の衣草一に肌を覆ふのみなれば況て亂れし髪も結ばざ其身單一に斯てもあらめ幼少ものゝ飢に絶ねば乳に携れ共乳の出で母様ひだるい物欲いやよ何なり共些斗り喰させ玉へやよなうと泣共求め兼たりし子の悲哀より母の尙慰め兼て抱き志めあうひぶるくもあらん物欲しからんと云ふものまそるものなし辛抱せよと云聲も涙に曇る十二月の空の世に春めきて暖氣なれ共親子の既に寒るたり今茲に何處も豊あれ共吾々斗り斯に飢たり如何なる過世の業報ぞやと人をも怨み世を果なみて泣より外になかりけり斯る折から九郎五郎の九四郎は西國の亂れに依りて久敷

歸る事を得ず物悉皆く亂妨せられて命も既に危うかりしを辛く
 して遁れつゝ其年の冬の頃漸く彼地を立去りて乞食をしつゝ十
 二月半ばに歸りて見れば妻も子も最強う寝れ果て家さへ既に荒
 にけり遠の抑も如何にと驚き呆れて先其故を尋ぬるに遅馬の怨
 みの涙を拭ひて能思ふても見給へかし門出なされし彌生の頃遅
 く共四五ヶ月に必や歸り來つべしとて金三兩を残し留めて賄
 むゆせ玉ひしに秋果れ共音信あき且西國の亂れにて米穀萬の價
 貴く秋の半ばに遣ひ果しつ詮方あさに衣も雜具も朝夕の煙りの
 代に賣盡して粥を啜りて昨日迄親子二人の命脈を漸く繋止しか
 ど今日煙の代絶て飢て死ぬるを待んのみ亦詮方もあき折から
 偶歸り來玉ひし御身もうたでや零落て其有様社邊聞しけれと云
 懸て又泣沈むを九郎五郎の慰さめて御身の怨みハ理りあれ共吾

逆も西國にて箇様くの厄難あり物悉皆く掠奪れて歸る道さへ
 無ありたれば心ならずも彼地にありて乞食をしつゝ辛くして立
 歸る事を得たり只是時の廻り合せの良からぬ故にのあなれ共去
 れば逆歎くべからや吾尙多分の貯へありせどに古たる築山のあ
 らん限りの氣遣ひなすと云ふを運馬の聞咎て心得ぬ事をのたま
 ふものかな彼築山が何にかならん曇に土取の翁とやらんが彼土
 を買はん逆人を頼て云ふに依り錢なき折の事なれば望みに委し
 て彼土を價五百文に賣侍りきと告るに九郎五郎愕き騒ぎて开ハ
 一大事になりけりいどと云ながら其儘せどに走り出て彼
 築山の墟を見るに八百金を埋め置たる邊り迄掘崩されしを如何
 にして彼金のあるべき爰に至りて九郎五郎の足摺しつゝ或ハ馬
 り或ハ頻りに悔恨みて狂氣の如く悶えたる穢の情を尙知ぬ運馬

の愈々訝りて只管よしを尋しかば九郎五郎の今更に勢ひ隠そ
 事を得ず大原にありし時武太郎が伯父文具兵衛に贈らんと云し
 金八十兩を預かりて終に又彼に返さず其后又武太郎を欺むさて
 彼が家庫田畑迄皆悉くく質に入れて其金七百五十兩を掠奪其
 辭後に露顯れんと思へば更に遅馬に人殺せし由を告て驚ろ
 かして諸共に大原の里を逐轉し塚に住家を求めし頃せどに微少
 ある築山あれは件の金八百兩を密に瓶に納めつゝ山の半腹を掘
 穿ちて埋め置たる辭の由を初めて具に説示し彼武太郎の心さま
 最愚なるものなれば數多の田畑家庫の主となる共後竟に他人の
 爲に押領せられん所詮彼を誑りて其一世帯を掠奪り他郷へ奔ら
 ば吾子の世迄萬事もたかに送らんと思ひにければ箇様く々に姦
 計て八百三十兩の金を得たるを御身に告なば辭の障りになりも

やせんと思案をしつゝ偽りて大原を引退ぞき端た金の三十兩も
 て商賣の資本にしつゝ西國へ赴むきしに厄難忽然身に通りて資
 本を失なふのみあらざり共知ぬ御身の又八百兩を埋め置し彼
 築山をうたてやな僅かに五百文の錢に換て賣し即ち因果齟
 面惡事の報ひの最早さよさしも八百三十兩の金の吾身と吾妻子
 の身に些少も着せして残らざ人の物となせしに不思議と云ふ
 も餘りあり吾後悔に此故なりと初めて明す良人の惡心遅馬の聞
 つゝ呆るゝ迄に愕きつゝ又打泣て扱もく浅間しや曩にの嫂山樹
 殿の最鬼々敷惡心にて甥の武太郎が虐られしをねん身の扶助て
 訴へに勝事を得て親父と伯父との家督を彼が繼たるに理の當然
 で侍れ共一方善ければ又一方の惡きを孰れも親身どち甥の利運
 を喜みべば兄の落目の哀しみあり夫をら愉快といせざるに山樹

殿にも彌増たる御身の計みの恐敷類稀なる大悪人妻さへ子さへ
計る共天道赦し玉はねば其金ひとつも身に着て皆禍にありにた
り斯ても浮世に住るがらへて若武太郎に逢事あらば何をよすが
に面を合さん神にも人にも捨られし夫婦親子が零落て世に生耻
を露さんより賈て吾身の自害して罪を現世に滅せざば七生迄も
浮む瀬あらじ悲しき哉と聲を揚て泣つ叫びの物狂しげに外面指
て走り出るを九郎五郎の追止んとて泣黒市を脊らに負て跡を慕
ふて追駈しに運のきのみか追付ぬ間に運馬の近傍の早川へ身を
躍らして飛入たる其川流れ早ければ瞬く間に押流されてからも
留めやなりしかば九郎五郎の九四郎の愈々増々後悔して打歎共
終に及ばであさり兼つ、宿所に歸りぬ斯くてあるべきにあらざ
れば家をば月頃の地代の形に地守の者に引渡して又黒市を携さ

へつ、乞食をしながら浪花に赴むさ天満の社の近傍に立て編笠
に面を隠し世に永々敷浪人の妻の大病に難義の由を一枚の紙に
書認し往來の人に一錢の施こしを請求於て僅かに露命を繋ぎつ
つ二年餘りを送りけり○去る程に文具兵衛の文字八の俄分限と
なりし後一人情々思案をするに吾の願ひしに彌増て既に所有金
八萬兩の大商人となりしかざ譲るべき子のある事あければ萬事
に行く末頼母しからば山樹が腹に産しとる娘鍛金の母に屬て離
別せしより不通になりぬ曩に所縁の方に便て彼等の在所を尋ね
しに山樹の娘を連子にして再縁して人の妻になりしとやらん聞
えたり詳細き事を知ね共是も又思ふに任せず是故に近き頃音羽
と呼る、側女を娶りて茶舍友達に去つれ共彼も四十に余りぬる
婦女なれば如何にして今更に子を産べき吾斯迄に出身し、天満

の神の冥助なれば尙彼神を祈り祭りて眞實の子にも等しかるべき養子を願ひ奉まつりなれば萬づに一本意を遂る事あるべしと推考しかば毎月の二十五日に必らず天満の神社に詣で、かたの如くに祈る事早一年に及びけり斯くて一日下向の折彼九郎五郎の九四郎が編笠を深くして天満の鳥居の邊りに居其傍らに黒市も親に等しく癩れ果て焼餅を喰ながら文具兵衛の文字八が過行を見つゝ出り走て袖に附つゝ錢を乞けり文具兵衛の矢瀬にありし時九郎五郎と絶交して黒市を見たる事只一度に過ぎりしに夫ぞら既に三四年の月日を経たることなれば此者共を九郎五郎ありとの争でか識るべき尻目に懸て黒市を熟々と見てけるに其形社癩れされ眼鼻だち人に勝れて最愛すべき童子なれば親知やとか云ふ約束にて此幼稚兒を養ひ取れば天満の社頭となるを以て

神慮に適當て後來の吾爲にあるべしと思ふものから袖乞のとしあれば立寄て明らさまに談合しがたく如何にせべきと思ひ兼て錢一文を取せけり斯くて二三町行程に店の抱の若い者に飛藏と云ふ男よえしあるも行逢けり彼の忽ち小腰を屈めて旦那何處へ行せ玉ひし早御歸りに候ふかと間を文具兵衛見返りて件の養子を談合せんに此者社宜るべけれと早くも腹に思案をしつゝ開が儘耳を引寄て繚爾々と説示し争で和主が貰ひ人になりて彼親に談合せんに親知やの手切として金一分で承知せば和主受取て吾等に渡しぬ勿論後々に至る迄出入をせる事あり其子も道路にて行逢共物云ふ間敷と云ふ由を証文に書入れて一判を取ぬかし其邊に油断とべあらず吾の彼處の茶店にて待ん忘れても西門屋のの字をも云ふべからず能くせよかしと私語示すを

飛藏の打聞てのたまふ趣むき心得たれ共一分にては餘りに安かり賣て一両出し給へと云ふを文具兵衛聞敢て大氣なる事を云ふものかな親知ぞにて貰ふ共袖乞の子のとなれば其兒の浮み揚る儂倅又此上の事やあるべき一分贈るも分に過り役なきとを云ゆんより疾く吾爲に談合せよと云へは飛藏嘲笑ひてれん身の豊富におひすれば西門屋にて貰ふなりと云ゆゞ一分にて承知すべし去るを某しが貰ひ人になりて只今談合せんに彼一分にて受引んや此義を思ひ酌玉へと云はれて文具兵衛首を傾むけ然らば枉て二分出さん夫で宜敷働さぬ其上の出す氣あしと云ふに飛藏辭みもあらば其金二分を受取て別れて九郎五郎が傍に赴むき扱幼兒を其身の養子に貰ひ度よしを云ひ出て親知の契約にて只今親子の縁を切て其子を吾等に賜らば手切として金二分取せん

吾の斯々の場所に住居て些斗り人にも知れし飛藏と云ふ者なりと名乗て貰ひかけしかば九郎五郎悦喜て眞實の母のなき兒にて養育最とも難義なり斯れば望みに任しまつりて親知ずにて参らせん去りながら悴ゆ今年六才にて名を九四太郎と呼なしたり六年以來養育しものなるを如何にして僅かに二分にて他にすべき今少しりやうけんし玉へ金高に因て参らせんと云ふに飛藏心に慙て然らんに二分の外に銀八百文出せば其餘は吾等の力におよばず早く思案を爲よかすと云へば九郎五郎打案じて此兒を放つに惜けれども放つが該兒の爲なれば二分八百にて参らせんと云ふに飛藏悦喜て望みの如く縁切の手形を書せ件の金と其身の懷中に持合せし錢八百文を九郎五郎に遞與して幼兒を抱き取種々に賺慰めて足早に立退ぞき文具兵衛の文字八が憩ひ居たる

茶店に相伴絆の趣きを私語告て件の手形と幼児を遞與せば文具兵衛悦喜なから又八百文を増したるを働らきなしと思ひけり斯くて文具兵衛の文字八の幼児を開が儘に飛藏に抱かせて急ぎて居室に立歸り扱音羽其餘の者に吾天神の示現に依りて今日計らずも彼社頭に迷ひ子を拾ひ得たり年齢五か六なるべし是見よ好子振なり今より是を養育て家相續をさせまく欲す扱も何とか名を呼べき吾家名を西門屋と云ふに依り門に開くと云ふ縁あれば啓十郎と名稱べし兎角に人の命運も開かざれば出身がたし花も開けば實を結ぶ商人の見世店を出し始むるをも開くと云へり啓のひらくと讀文字なれば啓十郎社よかんあん皆々此意を得よかしと最喋々敷説示そに見珍らしき家の内の男女同一くもてはやして彼も抱取是も抱きて奔走大方ならざりけり去れど黒市

の啓十郎の既に六才あるを以てこの情もやゝ覺知べ其四五日の實父を慕ふて夜も日もとゞさまくと呼尋ねつ泣のみありしを皆々賺しこしらへて三度の膳に美味を盡し菓子菓ものゝ類迄味ひ尋常に勝れしを與へずと云ふ事なく衣物に絹布の種々に縫箔したりけるを新規に仕立て着にければ得了に幼稚心にも幸福ありと思ひけん早晚實父の事を忘れて后々に至りて文具兵衛の文字八を眞實の親父の如くに慕ひ音羽を母の如くに思ひて隔つる事のなかりしかば恩愛是より彌増て吝くやぶさかなる文具兵衛も啓十郎の事とし云へば何事も費へを厭はば年十歳餘りになりし頃より手習算術云へば更なり戦國の習ひありければ商人の子に相應ぬ柔術劍術に至る迄良師を撰みて是を習はせ立花茶の湯香なんど遊藝も又好むまに錢を惜まや學せけり鳴

呼因果のまつゐる處真に是一朝の事にあらむ。武太郎が相續したる彼田畑半分と家庫の最初より文具兵衛の物なりき。然るを九郎五郎が悪心にて武太郎を姦計て皆質に入れて盗去たる彼金の慮らむも文具兵衛の手に入りて是より強く出身たり斯くて九郎五郎の衰へ果て其子を僅かに貳分八百文に文具兵衛に賣與へし。送に知ぬ故なれ共黒市の啓十郎が文具兵衛の養子とありて其家を相續べき果報の文具兵衛が彼金を殖して九郎五郎に返すに似たり。遮莫九郎五郎の盜賊に等しき者の事なれば此よき報ひあるべからむ。其妻遲馬が耻を知て身を殺しける故に社其子の一旦出身けん斯れば文具兵衛も啓十郎を其身の甥なる事を知り啓十郎も亦文具兵衛を母の兄と知りて竟に親子となりし事。天満宮の示驗に違はず行末の志らぬ共最も不思議の幸福なり去ば又九

郎五郎の九四郎の黒市を人に與へてより彼些斗りの錢金を資本にして營業をせん爲にや其翌日より天満の社頭に立て又袖乞をせむ。何地行けん其後の行衛も志らむなりけり。○去る程に大原武松の兄武太郎夫婦に別れて九郎五郎が在所を尋ね掠奪れし彼金を取返さんと思ひつゝ望て行衛の定めぬさも先都に赴きて暫時旅宿に杖を駐めたさ。彼を尋ねしかども竟に其便りを得む。四國に渡らば本意を遂んと賣卜翁の云ふもあれは聽て四國に押渡りて彼方是方に逗留つゝ残る隈なく尋ね周るに一歳余りに及びしかば路用も既に乏敷なりぬ斯くては茲より九州へ赴むかん事の最難かり三河の方にも尋ねて見度處あれば歸るに志かじと思案をしつゝ讀岐より船路を浪花迄歸り來つ是より頻りに道を急て伊勢の鈴鹿の關迄來にけり。該時路用の盡果たるに而も

九月の末なりければ最甚勞れて暑さに堪はず暫時此處に憩はん
 宿外れなる松原の芝生によりて休息ふ程に心ともなく傍を見れ
 ば一振の旅行刀の捨て叢の中にありけり取擧て見るに最重かり
 試に又抜て見るに二三寸なる木刀にて其空鞘のみ重かりけれ
 怪しさに逆手に取て振べ件の鞘の中より金若干共なく出たるが
 悉皆小粒にして百兩ありけり其時武松思ふ様這の盗人の所爲に
 ありあらし旅行する者の心を用ひてごまのはひを防がん爲に斯く
 持らへて帶たるを茲に憩むて失念しものか若果して然らんには
 其人必や復り來つべし其折返し與へんぞと思案をしつゝ元の如
 く鞘の中に金を納めて彼木刀を差固め开が儘尻の下に敷て主の
 來ぬるを待程に其日の果敢なく暮にけり然れ共武松の尙其處を
 立去で露宿をしつゝ明したる其明の朝日さし昇りて巳の時な

らんと思ふ頃飛脚を見わたる一人の男窪田の方より忙敷げに武
 松が居邊に來て叢を極探頻りに物を尋ねしりば武松の心の裡に
 是あるべしと思ひつゝこやくと呼懸て先其故を尋ぬるに件の
 飛脚の隠すによしなく武松に告る様吾等の北畠殿の家臣なる楠
 木氏の飛脚あるが昨日都より歸るさに炎暑に堪ぢ茲に憩ひて思
 へどもまどろみしかば日の傾きしに心遠て傍に置し刀を忘れて
 昨夜の窪田に止宿りたり斯くて今朝立出る時刀を帶んとするに
 なかりき忘れにけりと心附て遠て取て復しつゝ見らるゝ如く尋
 ぬるに一夜さ經たる事あれば早なくなりけん見へざるなり彼刀
 の吾身にも換難き物なりしを平常に刀を帶ぬ身の偶々差たる
 となれば失念たる社悔けれど云ふを武松打聞て騒ぎ玉ふな吾等
 も昨日此處に休息ておくりなく一振の刀を拾ひたり和殿の刀の

造様を先具に告玉へ其辭能符合せば只今刀を返せばしと云われ
 て飛脚の喜悅に堪や柄の藤柄其余の云々身の木刀にて鞘の中に
 小粒百両ある事迄包まず詳細に告しかば成松屢々點頭て然らん
 への相違なし吾も昨日申の頃に此處に休息つ彼刀の叢らの中に
 あるを見出して取揚て見れば木刀にて鞘の内への金百両あり打
 捨て行時の餘の人に取れなん持て行へ此刀の主に逢がたしと思
 ひしかば此處に露宿して今迄待し甲斐ありて主に遞與を社本意
 なれ先々受取玉へとて件の刀を取出し聽て飛脚に復せにぞ飛脚
 への恭敷拜受きて且感る事大方ならや年尚若き人なるに最有難き
 心術御君の吾等が命の親なり今の何をか包むべき吾玉君の河内
 の國司なりける楠正勝主の末孫にて一味齋正方となん呼れ玉ふ
 去れば伊勢の國司北畠殿に招かれて客分にて仕へ玉ふが所領八

千貫を宛行なはれて軍學弓馬劍術の師範たり是を以て藩中の外
 五畿内にも弟子多かり僕の名を萬平と呼ばれたる下僕に候へ共
 心様正直なる者なれば迎今度都なる門人達より參せらるゝ金百
 兩を受取に遣し玉ふ件の飛脚に撰出され往る日都へ登る折御主
 君の差圖にて此木刀を貸玉なり件の金を受取なば鞘の内へ能納
 めて腰に帶て歸り來よ然そをば道中禍ひあらじと仰含られたる
 をあとの如くにしたれ共常に帶ぬ刀をれはうたでや茲に忘れ
 置いて既に一夜さ過せしを早く貴君に拾れや如何にして今返さ
 るべき如何斗りなる報ひをする共飽足べくはあらね共下賤者の
 哀さの夫將己が心に任せ先玉へ主君の邸へ同伴て明白に聞へ
 上なば吾等に代りて然るべき御計ひのあるべきなり枉て此義に
 従がひ玉へと又他事もなく誘引にぞ武松聞て打微笑吾の亦人を

尋ねて久敷旅寝をしたるに依り路用既に盡たれ共尙三河路に所
 要あれは四國の方より立戻りて昨日此地迄來つるなり遮莫吾の
 和殿の報を受んと欲する者にあらば武藝の吾好む處争良師に仕
 へて修行をせまくほしかりしに楠殿の邸に赴むを御對面を願へ
 しと云ふ葛平喜びて开が儘武松を伴ひつゝ北畠の城中なりける
 楠一味齋の邸に歸り來てよしを主人に告知せ武松即ち一味齋の
 見參に入る所其畫を茲に顯出共此段の尙長やかなれば此余の事
 の第二編に詳らかに認すべし作者曰是迄の物語の發端にて唐本
 の金瓶梅にいなき事なるを新規に起案けたり第二編に至りて武
 松が虎を擲段より原本に基づきて水湖傳にならふと雖共其と少
 しく同じふして強く異なる由あらん且此度も眞の虎を出さんと
 欲するに傾城水湖傳の趣向と同ならず看官是を如何にとぞるや

其邊に來ぬる未の春第二編の發兌を待得て作者の腹稿をしるべ
 し

明治十六年二月十六日出版御届

同 四月一日出版

(正價金廿錢)

撰者

東京府平民

力石新平

小石川區小日向水道端
壹丁目三十七番地

出版人

東京府平民

松井忠兵衛

芝區柴井町十六番地

賣捌書肆

大坂備後町四丁目

梅原龜七

西京寺町四條上ル

田中治兵衛

同 寺町綾小路下ル

川勝徳次郎

函館大町

常野嘉兵衛

